

吉見町建築物耐震改修促進計画

第2次改訂版



吉見町キャラクター
「よしみん」

令和8年3月

◆ 吉 見 町

目次

第1 総則

- (1) 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 想定される地震の規模及び被害の状況・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 建築物の耐震化の現状及び目標設定・・・・・・・・・・・・ 6

第3 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・ 10
- (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要・・・・・・・・ 12
- (3) 安心して耐震改修ができる環境の整備・・・・・・・・ 13

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等

- (1) 地震ハザードマップの活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) セミナー・講習会の案内・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) リフォームに合わせた耐震改修の誘導・・・・・・・・ 14
- (4) 行政区域等地域コミュニティとの連携・・・・・・・・ 14
- (5) イベント時における周知・啓発活動・・・・・・・・ 14
- (6) 家具の転倒防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (7) 建築物の土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (8) 建築物の大雪対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (9) 段階的な耐震改修・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (10) 新耐震基準の木造住宅への対応・・・・・・・・ 15
- (11) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度・・・・・・・・ 15
- (12) 地震時の安全対策に関する情報提供・・・・・・・・ 15

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

- (1) 関係団体等による協議会の活用・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 応急危険度判定士体制の整備・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 地震保険の加入促進に資する普及啓発・・・・・・・・ 16

吉見町建築物耐震改修促進計画

第1 総 則

(1) 計画策定の背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）は、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による直接的な死者の9割が住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、平成7年10月27日に制定されました。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）の発生を受け、住宅の耐震化を緊急かつ最優先に取り組むべきものとして、平成18年1月に法の改正及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

これを受け、埼玉県（以下「県」という。）では、平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を策定、町においても、建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全安心のまちづくりを推進し、住民の生命と財産を保護することを目的として平成23年3月に「吉見町建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定して建築物の耐震化を促進してきました。

このような中、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、岩手・宮城県内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など大地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。この震災においては、津波による沿岸部の建築物のほか、内陸の建築物にも大きな被害が発生しました。

また、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においては、塀の被害が発生し、能登半島地震（令和6年1月）においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じています。

このように、国内で大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識の下で、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定され、発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような状況を鑑み、平成25年11月の法改正では、建築物の地震に対す

る安全性の向上を一層促進するため、多くの者が利用する大規模な建築物への耐震診断の義務付け等が規定され、国の基本方針（令和7年7月最終改正）においては、住宅で耐震性が不十分なものを令和17年度までにおおむね解消することを新たな目標とされました。

町では、国の基本方針（令和7年7月最終改正）及び県計画（令和8年3月最終改正）を踏まえ、本計画の計画期間を令和12年度まで延長するとともに、今後発生が予想される地震災害に対し被害の軽減を図ることを目的として改訂を行うこととします。

（2）計画の位置付け

本計画は、法の内容及び県計画を勘案し、策定しています。

また、本町の災害対策に関する基本的かつ総合的な計画である「吉見町地域防災計画」（令和4年3月）に則し、建築物の耐震化を促進していくための計画として位置付けます。

（3）計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度から令和12年度までとします。

なお、国や県の耐震化に関する施策の動向や既存建築物の耐震化の進捗状況に応じて、計画内容を見直すことができることとします。

（4）対象区域

本計画の対象区域は、吉見町全域とします。

（5）対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法の改正により昭和56年6月1日に施行された耐震基準（以下「新耐震基準」という。）以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）により建築された住宅及び特定建築物（表1参照）を対象とします。

表－1 特定建築物

| 用途 | | 特定建築物の規模要件 |
|--|-------------------------------------|--------------------------------|
| 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積含む |
| | 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 体育館（一般公共用に供されるもの） | | 階数1以上かつ1,000㎡以上 |
| ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 集会場、公会堂 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 展示場 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 卸売市場 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| ホテル、旅館 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 事務所 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園 | | 階数2以上かつ500㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 遊技場 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 公衆浴場 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く） | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 |
| 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | | 全ての建築物 |

特定建築物となる危険物数量一覧

| 危険物の種類 | 危険物の数量 |
|---|---|
| ①火薬類 火薬、火薬を使用した火工品 爆薬、爆薬を使用した火工品 工業雷管、電気雷管、信号雷管 銃用雷管 実包、空包、信管、火管、電気導入線 導爆線、導火線 信号炎管、信号火箭、煙火 | 10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500 k m 2 t |
| ②消防法第2条第7項に規定する危険物 | 危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の10倍の数量 |
| ③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) | 可燃性固体類30 t 可燃性液体類20 m ³ |
| ④マッチ | 300マッチトン |
| ⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く) | 2万 m ³ |
| ⑥圧縮ガス | 20万 m ³ |
| ⑦液化ガス | 2,000 t |
| ⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) | 毒物20 t 劇物200 t |

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模及び被害の状況

県では、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」により、表2-1及び図1に示す地震の発生を想定し、被害予測を行っています。

この調査結果では、町における被害の想定は、表2-2に示すとおりであり、「関東平野北西縁断層帯地震」による被害が最も大きくなると想定されています。

表2-1 想定地震一覧

| 地震のタイプ | 想定地震名 | マグニチュード | 想定概要 |
|--------|--------------|---------|---|
| 海溝型地震 | 東京湾北部地震 | 7.3 | フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 |
| | 茨城県南部地震 | 7.3 | |
| | 元禄型関東地震 | 8.2 | 過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定 (相模湾～房総沖) |
| 活断層型地震 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 8.1 | 深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 |
| | 立川断層帯地震 | 7.4 | 最近の知見に基づく震源条件により検証 |

出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）

図1 想定地震の断層位置図



出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）

表 2-2 町における地震被害想定（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）

| 項目 | 予告内容 | | 単位 | 東京湾北部地震 | 茨城県南部地震 | 元禄型関東地震 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 立川断層帯地震 | |
|----------|----------------|--------|------------------|---------|---------|---------|--------------|---------|------|
| 震度 | 最大震度 | | — | 5強 | 5強 | 5強 | 7 | 6弱 | |
| 液状化 | 高い地域 | 面積 | km ² | 0.424 | 0.000 | 0.000 | 16.787 | 0.000 | |
| | | 面積率 | % | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 43.3 | 0.0 | |
| 建物被害 | 全壊 (揺れ+液状化) | 全壊棟数 | 棟 | 0 | 45 | 5 | 1,715 | 0 | |
| | | 全壊率 | % | 0.0 | 0.47 | 0.05 | 17.92 | 0.00 | |
| | 半壊 (揺れ+液状化) | 半壊棟数 | 棟 | 2 | 79 | 8 | 1,415 | 4 | |
| | | 半壊率 | % | 0.02 | 0.82 | 0.08 | 14.79 | 0.04 | |
| | 全壊 (急傾斜地崩壊) | 全壊棟数 | 棟 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | |
| | | 全壊率 | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.64 | 0.13 | |
| | 半壊 (急傾斜地崩壊) | 半壊棟数 | 棟 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | |
| | | 半壊率 | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 3.83 | 0.31 | |
| | 焼失 | 焼失棟数 | 棟 | 0 | 0 | 0 | 48 | 1 | |
| | | 焼失率 | % | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.34 | 0.00 | |
| 人的被害 | 死者数 | | 人 | 0 | 0 | 0 | 111 | 0 | |
| | 負傷者数 | | 人 | 0 | 1 | 0 | 432 | 1 | |
| | うち重傷者数 | | 人 | 0 | 0 | 0 | 134 | 0 | |
| ライフライン被害 | 電気 | 停電人口 | 直後 | 人 | 0 | 3,505 | 364 | 21,079 | 4 |
| | | | 1日後 | 人 | 1 | 533 | 56 | 20,190 | 1 |
| | | 停電率 | 直後 | % | 0.00 | 16.63 | 1.73 | 100 | 0.02 |
| | | | 1日後 | % | 0.00 | 2.53 | 0.26 | 95.78 | 0.01 |
| | 電話 | 不通回線 | 回線数 | 回線 | 0 | 3 | 0 | 163 | 0 |
| | | | 不通率 | % | 0.00 | 0.03 | 0.01 | 1.94 | 0.00 |
| | | 携帯電話 | 停電率 | % | 0.0 | 2.5 | 0.3 | 95.8 | 0.0 |
| | | | 不通率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.9 | 0.0 |
| | 都市ガス | 供給停止件数 | 件 | 0 | 0 | 0 | 525 | 0 | |
| | | 供給停止率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100 | 0.0 | |
| | 上水道 | 断水人口 | 人 | 30 | 39 | 0 | 17,613 | 0 | |
| | 下水道 | 機能支障人口 | 人 | 891 | 1,008 | 751 | 2,006 | 1,051 | |
| | 生活支障 | 避難者数 | 1日後 | 人 | 1 | 123 | 13 | 4,267 | 2 |
| 1週間後 | | | 人 | 3 | 126 | 13 | 5,242 | 2 | |
| 1か月後 | | | 人 | 1 | 124 | 13 | 6,552 | 2 | |
| 帰宅困難者数 | | 平日 | 人 | 2,490 | 2,462 | 2,378 | 3,015 | 2,724 | |
| | | 休日 | 人 | 2,101 | 1,928 | 1,988 | 2,341 | 2,108 | |
| 住機能支障 | 応急仮設住宅等需要数 | 棟 | 0 | 12 | 1 | 413 | 0 | | |
| その他 | 廃棄物 | 災害廃棄物 | 万ト | 0.0 | 1.0 | 0.1 | 26.6 | 0.0 | |
| | | | 万 m ³ | 0.0 | 0.6 | 0.1 | 17.2 | 0.0 | |

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

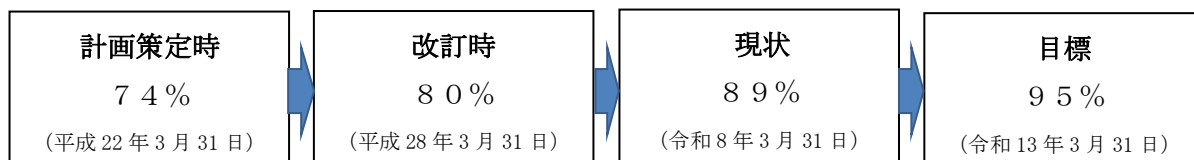
出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）

(2) 建築物の耐震化の現状及び目標設定

① 住宅

令和5年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した令和8年3月31日現在の住宅の耐震化の現状は、住宅総数6,276戸のうち耐震性のある住宅が5,581戸で、耐震化率は89%です。

この計画において令和12年度における住宅の目標耐震化率を国の基本方針を踏まえ定めた県計画と同様に95%と設定します。



住宅の耐震化の現状及び目標

(単位：戸)

| 住宅 | 旧耐震基準の建築物 (昭和56年6月以前) | | | 新耐震基準 の建築物 (昭和56年 6月以降) | 耐震性の ある建築物 | 計 | 耐震化率 (%) |
|-------------------------|--------------------------|-------|-----------|----------------------------------|---------------|-------|-------------|
| | 耐震性 なし | | 耐震性 あり | | | | |
| | a | b | | | | | |
| 平成22年 3月31日 計画策定時 | 2,009 | 1,847 | 162 | 4,984 | 5,146 | 6,993 | 74% |
| 平成28年 3月31日 改訂時 | 1,716 | 1,313 | 403 | 4,897 | 5,300 | 6,613 | 80% |
| 令和8年 3月31日 現状 | 1,438 | 695 | 743 | 4,838 | 5,581 | 6,276 | 89% |
| 令和13年 3月31日 自然更新 | 1,400 | 447 | 953 | 4,102 | 5,055 | 5,502 | 92% |
| 令和13年 3月31日 目標 | 1,359 | 275 | 1,084 | 4,143 | 5,227 | 5,502 | 95% |

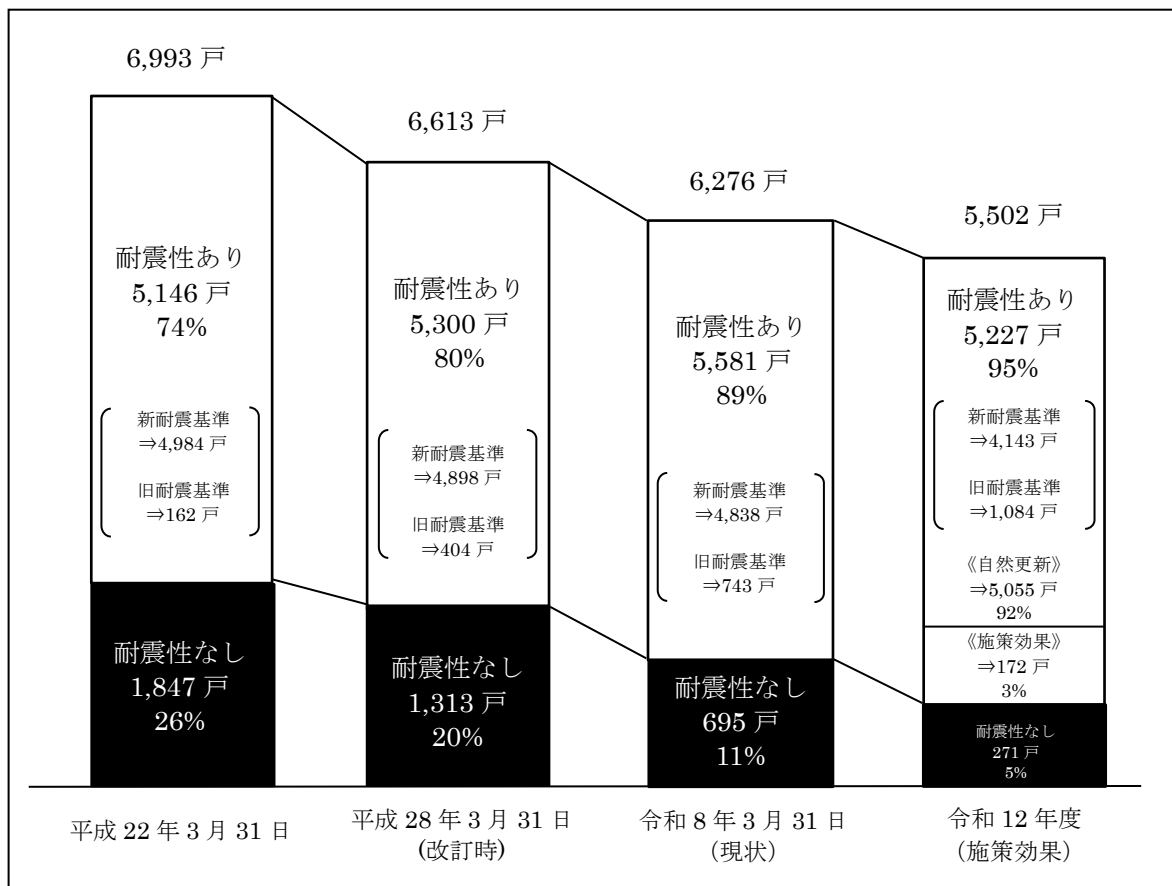
※「耐震性あり」の戸数は、住宅・土地統計調査で「耐震工事をした」と答えた戸数（またはその推計戸数）。

令和 12 年度における町の住宅戸数を、第六次吉見町総合振興計画後期基本計画の将来人口を参考に 5,502 戸と求めました。

住宅の耐震改修及び建替えの実績による傾向（以下「自然更新」という。）から予測される耐震化の推移は、図 2 のグラフのとおりであり、令和 12 年度末における耐震性ありの戸数は、5,055 戸と推計されます。

このことから、令和 12 年度の目標耐震化率 95%を達成するためには、施策効果により約 170 戸の住宅の耐震化を図ることが必要です。

図 2 耐震化の推移
—目標達成までの耐震化の推移—

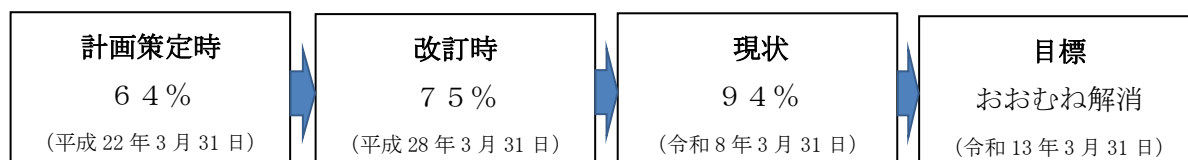


※「耐震化」とは、現行の耐震基準を満足する建築物とするため、建替えや耐震改修を行っていくこと。

② 民間特定建築物

令和 8 年 3 月現在の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率の現状は、94%となっています。

地震による被害を軽減するには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を促進する必要があります。町では、国の基本方針や県の計画等を踏まえ、令和 12 年度までに民間の特定建築物の耐震化率をおおむね解消にすることを目標とします。



民間特定建築物の耐震化の現状

令和 8 年 3 月現在 (単位：棟)

| 民間建築物 | 旧耐震基準の建築物 (昭和 56 年 6 月以前) | | | 新耐震基準 の 建 築 物 (昭和 56 年 6 月以降) | 計 | 耐震化率 (%) |
|---------|------------------------------|-----------|-----------|--|---------|-------------|
| | a | 耐震性 なし | 耐震性 あり | | | |
| | | b | c | | | |
| | | | | d | e=(a+d) | f=(c+d)/e |
| 学校 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100% |
| 病院・診療所 | — | — | — | — | — | — |
| 劇場・集会所等 | — | — | — | — | — | — |
| 店舗 | — | — | — | — | — | — |
| ホテル・旅館等 | — | — | — | — | — | — |
| 賃貸住宅等 | — | — | — | — | — | — |
| 社会福祉施設等 | 2 | 0 | 2 | 5 | 7 | 100% |
| 消防庁舎 | — | — | — | — | — | — |
| その他一般庁舎 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 1 | 1 | 0 | 7 | 8 | 88% |
| 計 | 3 | 1 | 2 | 13 | 16 | 94% |

※「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの。

※「その他」とは、運動施設、遊技場及び工場など。

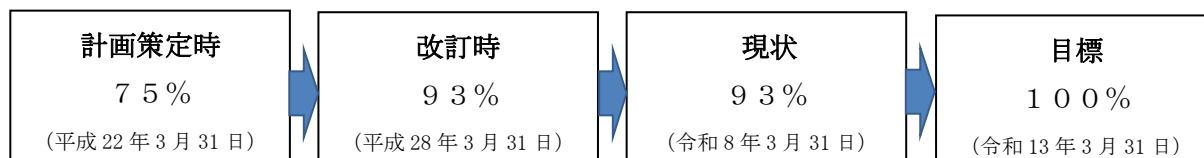
※旧耐震基準のうち耐震診断を行っていない建築物は、「耐震性なし」とした。

③ 町有特定建築物

令和 8 年 3 月現在の多数の者が利用する町有建築物の耐震化率の現状は、93%となっています。

町有特定建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。

町では、地震による被害を最小限に留めるため、令和 12 年度までに町有特定建築物の耐震化率を 100%とすることを目標とします。



町有特定建築物の耐震化の現状

令和 8 年 3 月現在 (単位：棟)

| 町有建築物 | 旧耐震基準の建築物 (昭和 56 年 6 月以前) | | | 新耐震基準 の 建 築 物 (昭和 56 年 6 月以降) | 計 | 耐震化率 (%) |
|---------|------------------------------|----|---|--|-----------------|-------------|
| | 耐震性 | | d | | | |
| | なし | あり | | | | |
| a | b | c | d | e = (a + d) | f = (c + d) / e | |
| 学校 | (注 1) 4 | 0 | 4 | (注 2) 3 | 7 | 100% |
| 病院・診療所 | — | — | — | — | — | — |
| 劇場・集会所等 | 0 | 0 | 0 | (注 3) 1 | 1 | 100% |
| 店舗 | — | — | — | — | — | — |
| ホテル・旅館等 | — | — | — | — | — | — |
| 賃貸住宅等 | — | — | — | — | — | — |
| 社会福祉施設等 | — | — | — | — | — | — |
| 消防庁舎 | 0 | 0 | 0 | (注 4) 1 | 1 | 100% |
| その他一般庁舎 | 0 | 0 | 0 | (注 5) 1 | 1 | 100% |
| その他 | (注 6) 2 | 1 | 1 | (注 7) 1 | 3 | 66% |
| 計 | 6 | 1 | 5 | 7 | 13 | 93% |

※「劇場・集会所等」とは、劇場、集会所、博物館、図書館及び公会堂など。

※旧耐震基準のうち耐震診断を行っていない建築物は、「耐震性なし」とした。

※(注 1~7)の該当建築物は、以下のとおり。

| | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| (注 1)・・・東第一小学校、南小学校、西小学校、北小学校 | (注 5)・・・役場庁舎 |
| (注 2)・・・東第二小学校、西ヶ丘小学校、吉見中学校 | (注 6)・・・B & G 体育館、フレッド・シブ ハイツ吉見体育館 |
| (注 3)・・・町民会館 | (注 7)・・・町民体育館 |
| (注 4)・・・東松山消防署吉見分署 | |

第3 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、その住宅及び建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。

町では、住宅及び建築物の所有者等に対して、意識啓発や知識の普及を進めるとともに、国や県の施策と連携し、耐震診断及び耐震改修の支援策に引き続き取り組みます。

① 住宅の耐震化

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられます。

しかしながら、住宅については、所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化工事に関する不安、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる多くの要因があります。

そのため、町では、住宅所有者等への意識啓発や情報提供、相談窓口の設置による環境整備、負担軽減のための助成制度など、所有者に対して適切な支援を行い、継続的に住宅の耐震化の促進に努めます。

② 民間特定建築物の耐震化

民間特定建築物の耐震化は、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担の軽減が重要です。

これらの建築物は、多くの町民が日常生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されます。

このため、町では、民間特定建築物の耐震診断及び耐震改修が促進されるように、意識啓発や県の補助金制度などの情報提供の充実に積極的に取り組んでいきます。

③ 町有特定建築物の耐震化

町が所有する建築物については、災害時、学校は避難場所等として活用され、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として活用されます。

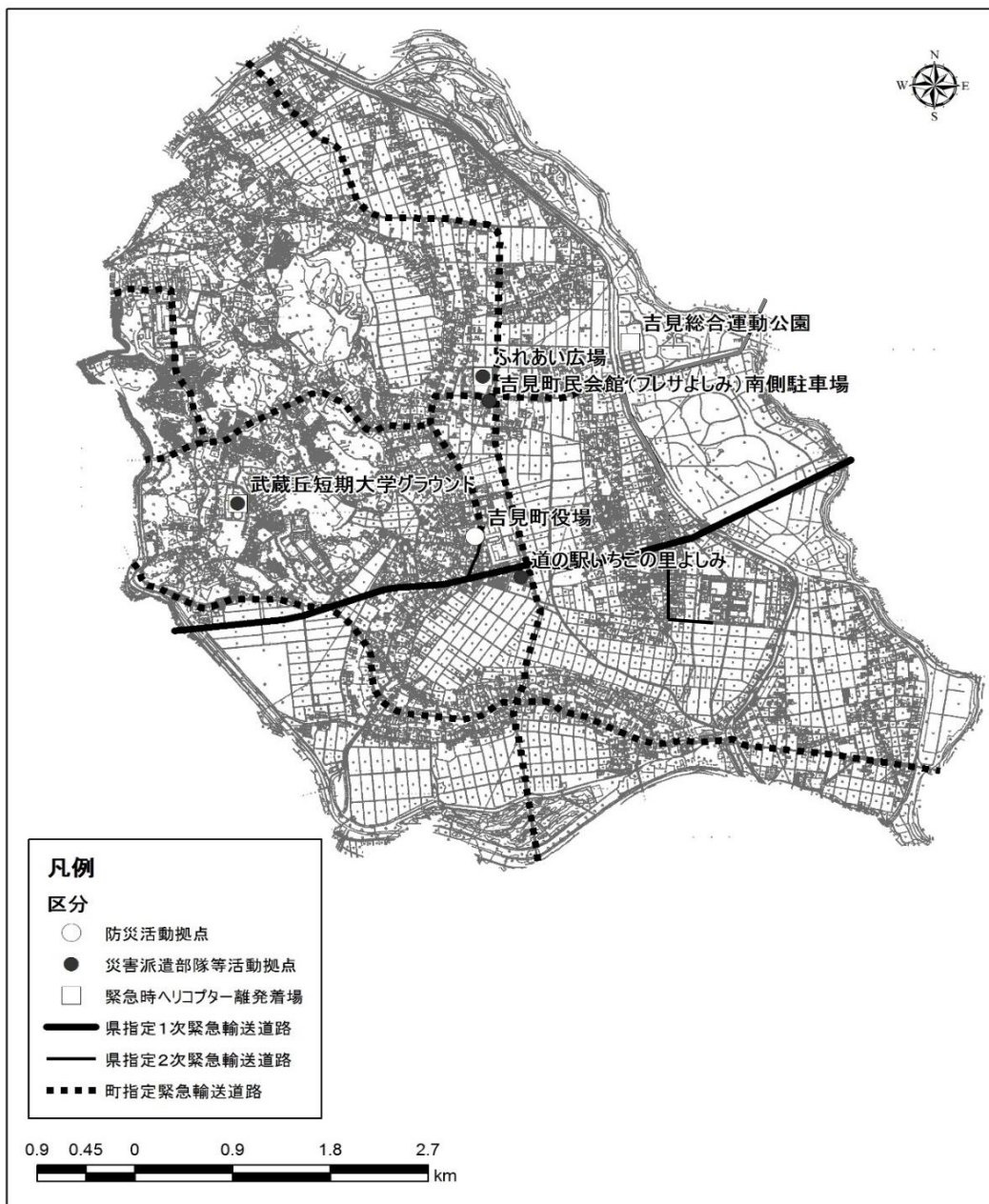
町においては、震災時の避難・拠点施設等としての機能確保の観点から全ての町有特定建築物の早期の耐震化を図ります。

④ 緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通ずる道路、密集市街地内の道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって、道路の機能が妨げられることがないように建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

緊急輸送道路位置図



(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

① 支援制度の活用

ア 町が行う支援制度

町は、平成 23 年 10 月から「吉見町既存木造建築物耐震診断・耐震改修補助金制度」を通じて、町内の木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進しています。

また、住宅所有者等の実情にあわせた支援策の拡大を検討します。

○補助金制度の概要

| 対象建築物 | 補助額 |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手された 2 階建て以下の木造住宅 | 【耐震診断】 対象費用の 2/3 上限 5 万円 |
| | 【耐震改修】 対象費用の 23% 上限 20 万円 |

イ 県が行う支援制度

県は、「埼玉県民間建築物耐震改修補助制度」を通じて、民間建築物の耐震化を図るための補助制度を創設しています。県の補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修を促進します。

ウ 国が行う支援制度

国は、「社会資本整備総合交付金」制度内の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を通じて、住宅の耐震診断及び耐震改修工事を促進する町の事業を支援しています。

② 融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には、次のような融資制度があり、町は、これらの融資制度の周知を図ります。

- ・住宅金融支援機構：「リフォーム融資（耐震改修工事）」
- ・県内 3 金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫）：「民間建築物の耐震化融資制度（耐震診断・設計・工事費への融資）」

③ 税制に関する措置の活用

耐震改修等について、次のような税制措置がとられています。町は、これらの税制度の周知を図ります。

- ・耐震改修にかかる費用の住宅ローン減税（0.7%：10 年間）
- ・新耐震基準に適合する中古住宅を購入する際のローン減税
- ・耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制（適用期限有）

| | |
|----|---|
| 住宅 | 固定資産税の減額 住宅の固定資産税（120 m ² 相当部分まで）が1年間、1/2減額されます。 |
| | 所得税の税額控除 耐震改修工事を行ったその年分の所得税額から耐震改修工事に要した費用の10%（上限25万円）が控除されます。 |

④ 無料簡易耐震診断の活用（出前診断を含む）

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断を町民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和56年以前に建築された1～2階建て木造住宅（プレハブ住宅を除く）を対象に、県川越建築安全センターにおいて実施しています。

（3）安心して耐震改修ができる環境の整備

① 相談窓口の充実

町は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修の普及・啓発と支援制度の周知を図るため、相談窓口を設けて次の事項に関する情報を提供します。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や費用等
- ・家具転倒防止等、屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策の情報

② 耐震サポーター登録制度の活用（新規）

県では、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けています。

町は、建築物の所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるようにこの耐震サポーター制度を広く周知します。

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等

（1）防災ハザードマップの活用

町は、平成20年度（平成27年度更新）に作成した「吉見町地震ハザードマップ」を、その他のハザードマップと統合し、様々な災害に対して事前に備えることを目的とした「吉見町防災ハザードマップ」を令和4年3月に改訂

しています。

地震においては、地盤の揺れやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性等のほか、地震への備えとして、住宅の耐震診断や耐震改修、家具等の転倒防止、耐震シェルターの設置等について掲載しています。

このハザードマップを活用し、建築物の所有者等への知識の普及・啓発等を図ります。

(2) セミナー・講習会の案内

町は、県等が実施する無料簡易耐震診断や地震対策に関するセミナー等の開催について、町民の積極的な参加を促すため、ホームページや広報等による案内を行います。

また、県や関係機関に要請し、震災予防に関する出前講座を開催し、町民の防災意識の普及・啓発を図ります。

(3) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

町は、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、これらの工事と同時に耐震改修の実施を促進します。

(4) 行政区域等地域コミュニティとの連携

町は、災害発生時に町民が結集して地域で活動できるように、自主防災組織の育成を図ります。

また、自主防災組織を通じて県が実施している無料簡易耐震診断を受けるように働きかけを行います。

(5) イベント時における周知・啓発活動

町の防災訓練や吉見まつり等の開催時には、耐震診断や耐震改修工事等に関するPR用チラシ等により、耐震化の重要性に対する住民意識の向上を図ります。

(6) 家具の転倒防止対策

町は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具の転倒等による人的被害を防止するため、家具固定化の重要性の普及を図ります。

(7) 建築物の土砂災害対策

地震でがけ崩れ等が発生した場合、建築物に多大な被害が想定されます。

町は、大規模に盛土された造成地を国が策定した「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」により、宅地地盤や擁壁、のり面等の変状の有無を確認する安全点検等を実施します。

(8) 建築物の大雪対策

大雪時には、屋根の崩落など建築物に多大な被害が発生します。

町は、法改正や各種制度通知など国の動向を注視し、必要に応じて県と連携しながら建築物の大雪対策について適切な対応を図ります。

(9) 段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難となる場合が考えられます。

町は県と連携し、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす段階的な耐震改修について普及啓発に努めます。

(10) 新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した熊本地震及び令和6年1月に発生した能登半島地震において、新耐震基準のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されました。

このことから、新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の必要性について、県と連携しながら啓発します。

(11) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、町は県と連携し、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めます。

(12) 地震時の安全対策に関する情報提供

町は、県と連携し、地震時の安全対策に関する各種情報の提供を行い、所有者等に対して地震対策に努めるよう普及啓発に努めます。

- ・ブロック塀や看板等の安全点検に関すること
- ・ガラス及び天井落下防止のための安全対策に関すること
- ・エレベーターの閉じ込め防止のための日常点検に関すること

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

(1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の

促進を図るものとします。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

| | | | | | | |
|--------------------|--|-----|-------|-----|-------|------|
| 会員数 | 75 | | | | | |
| 県 | 埼玉県 | | | | | |
| 市町村 63市町村 | さいたま市 | 川越市 | 熊谷市 | 川口市 | 行田市 | 秩父市 |
| | 所沢市 | 飯能市 | 加須市 | 本庄市 | 東松山市 | 春日部市 |
| | 狭山市 | 羽生市 | 鴻巣市 | 深谷市 | 上尾市 | 草加市 |
| | 越谷市 | 蕨市 | 戸田市 | 入間市 | 朝霞市 | 志木市 |
| | 和光市 | 新座市 | 桶川市 | 久喜市 | 北本市 | 八潮市 |
| | 富士見市 | 三郷市 | 蓮田市 | 坂戸市 | 幸手市 | 鶴ヶ島市 |
| | 日高市 | 吉川市 | ふじみ野市 | 伊奈町 | 三芳町 | 毛呂山町 |
| | 越生町 | 滑川町 | 嵐山町 | 小川町 | ときがわ町 | 川島町 |
| | 吉見町 | 鳩山町 | 横瀬町 | 皆野町 | 長瀨町 | 小鹿野町 |
| | 東秩父村 | 美里町 | 神川町 | 上里町 | 寄居町 | 宮代町 |
| | 白岡市 | 杉戸町 | 松伏町 | | | |
| 建築関係 団体 11団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人埼玉建築士会 ・一般財団法人埼玉県建築安全協会 ・一般社団法人埼玉県建設業協会 ・埼玉土建一般労働組合 ・埼玉県住まいづくり協議会 ・一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部埼玉サテライト(JSCA 埼玉) ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会 ・財団法人埼玉県住宅センター ・建築埼玉 ・一般財団法人さいたま住宅検査センター | | | | | |

(2) 応急危険度判定士体制の整備

県では、平成7年度から応急危険度判定士の養成を開始し、「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整備しているとともに、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練や応急危険度判定コーディネーター講習会を行っています。

町は、県と連携し、応急危険度判定士を養成するとともに、町内在住及び在勤の民間応急危険度判定士ネットワーク体制の強化に努めます。

(3) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、令和6年の世帯加入率が全国平均で約35.4%、埼玉県の加入率が約33.7%です。大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

町は、県と連携し、地震保険の加入促進に資する情報提供や普及啓発に努めます。

